

報道関係者 各位

令和7年5月29日（木）

【照会先（代表）】

職業安定部 職業対策課

課 長 橋本 智晴

外国人雇用対策担当官 柳田 亮二

（代表電話） 0985（38）8824

労働基準部 監督課

課 長 大野 一喜

主任監察監督官 吉田 恭

（代表番号） 0985（38）8825

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 宮崎 友親

（代表番号） 0985（38）8821

6月は「外国人雇用啓発月間」です。

今年の標語

「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」と定めています。

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）は、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、積極的な周知・啓発活動を行います。

【外国人雇用啓発月間】概要

1 実施期間

令和7年6月1日（日）～令和7年6月30日（月）までの1か月間

2 主な内容

（1）ポスター・パンフレットの掲示・配布

厚生労働省が作成した「外国人雇用啓発月間」のポスターを、労働基準監督署・ハローワークなどに掲示します。また、パンフレットなどを、関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。

（2）事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

労働局は、事業主団体などに対し、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。特に、外国人の雇入れと離職の際にすべて

の事業主に義務付けている「外国人雇用状況」の届出が一層徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

(3) 各種会合における事業主などに対する周知・啓発

事業主が集まる会合において外国人雇用対策関係のパンフレットなどの資料の配布や助成金措置の周知・啓発に努めます。

(4) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件・安全衛生に関する取扱いの基本ルールについて、情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。

労働基準監督署では、外国人労働者を雇用する事業者に対し、外国人労働者が教育内容を理解できる方法による雇入れ時教育等安全衛生教育の実施を指導します。

ハローワークでは、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施します。

(5) 特定技能外国人の受入れに関する事業主への助言・指導等

ハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、事業主に対し、特定技能外国人の受入れや雇用管理に関する助言・指導などを行います。また、特定技能での就労を希望する留学生や外国人求職者に対する職業紹介に資するため、さまざまな機会を利用し、求人開拓などを実施します。

労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる特定技能外国人受入事業主等に対して監督指導を実施するとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。

(6) 技能実習生の受入れに関する事業主などへの周知・啓発、指導

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主および監理団体に対し、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されることについて、あらゆる機会を通じて周知・啓発、指導を行います。

なお、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に関するリーフレットの配布を通じ、実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて就労するなどの不法就労活動をさせた事業主は、「出入国管理及び難民認定法」に違反する、ということについて周知・啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に不利益な取扱いを受けることのないよう、周知・啓発を行います。

また、不適切な解雇などの予防に関する周知・啓発および指導を行うほか、ハローワークでは、関係機関の協力などにより、「外国人雇用状況」の届出を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行います。

さらに、労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生受入れ事業主等に対して監督指導を実施するとともに、悪質な事業主等に対しては、

送検を行うなど厳正に対処します。

(7) 就職支援窓口等の周知

外国人求職者が仕事の探し方等について相談できる「ハローワークコールセンター（多言語窓口）」や、全国のハローワークの窓口で利用可能な電話通訳サービス「多言語コンタクトセンター」を活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談ができることを周知します。

【ハローワークコールセンター（多言語窓口）】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～土	●平日（月～金） 午前 8 時 30 分～午後 6 時 ●土曜 午前 10 時～午後 5 時	0800-919-2901
中国語			0800-919-2902
韓国語			0800-919-2903
ポルトガル語			0800-919-2904
スペイン語			0800-919-2905
タイ語			0800-919-2906
タガログ語			0800-919-2907
ベトナム語			0800-919-2908
ネパール語			0800-919-2909
インドネシア語			0800-919-2910

※ 開設日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

(8) 労働条件などの相談窓口の周知

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、「外国人労働者向け相談ダイヤル」などで、13言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語）により、労働条件などの相談を受け付けていることを周知します。

また、「総合労働相談コーナー」で、職場におけるハラスメントや解雇などのトラブルに関する多言語での相談を受け付けていることを周知します。

【外国人労働者向け相談ダイヤル】

言語	開設曜日※1	開設時間	電話番号※2
英語	月～金	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	水～金		0570-001-709
タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※1 開設日は祝日、12月29日～1月3日は除きます。

※2 通話料は、発信者負担になります。

※3 相談時間や相談曜日などが一時的に変更される場合があります

【労働条件相談ホットライン】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	●平日（月～金） 午後 5 時～午後 10 時 ●土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120－811－610
英語			0120－531－401
中国語			0120－531－402
ポルトガル語	月～土		0120－531－403
スペイン語	木、金、土		0120－531－404
タガログ語	火、水、土		0120－531－405
ベトナム語	火、水、金～日		0120－531－406
ミャンマー語	水、日		0120－531－407
ネパール語			0120－531－408
韓国語	木、日		0120－613－801
タイ語			0120－613－802
インドネシア語			0120－613－803
カンボジア語 (クメール語)	月・土		0120－613－804
モンゴル語			0120－613－805

※ 開設日は、12月29日～1月3日を除きます。

■ ウェブサイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

- 【資料1】 令和7年度「外国人雇用啓発月間」の取組内容
- 【資料2】 ポスター「外国人雇用啓発月間」
- 【資料3】 パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」
- 【資料4】 パンフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」
- 【資料5】 リーフレット「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」
- 【資料6】 リーフレット「在留資格「特定技能」が創設されました」（受入機関向け）
- 【資料7】 リーフレット「外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます」
- 【資料8】 リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 外国人の適正な雇用にご協力ください」
- 【資料9】 リーフレット「妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」
- 【資料10】 リーフレット「仕事探しのトラブルを避けるために適正な会社を選びましょう！」
- 【資料11】 リーフレット「外国人雇用実態調査を実施します」
- 【資料12】 パンフレット「外国人向けハローワーク利用チェックリスト（やさしい日本語）」

（参考）URL

- ① 「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html
- ② 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」
https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyu_kiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/486174.pdf
- ③ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09808.html
- ④ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18404.html